面会規程

第 1 条　（目的）

本規程は、患者の療養環境の確保及び感染防止の観点から、当院における面会に関する基本事項を定めることを目的とする

第 2 条　（適応範囲）

本規程は、当院に入院するすべての患者及び面会者に適応する。

第 3 条　（面会時間）

1. 面会時間は原則として以下のとおりとする。
   （1）平日・土曜日・日曜日　　13：30〜16：00
   （2）祭日　　不可
2. 医師または看護師の判断により、面会を制限または禁止する場合がある。

第 4 条　（面会人数及び時間制限）

1. 面会人数については 1 回入室 2 名までとする。3 名以上の時は交代で面会は可能とする。
2. 面会時間内であれば原則として時間制限は設けない。
3. 病棟の状況により人数・時間を制限する場合がある

第 5 条　（面会制限対象）

次の各号に該当する者は面会を禁止または制限する

（１）　発熱、咳、下痢等の症状がある者
（２）　感染症に罹患している可能性がある者
（３）　中学生以下の者
（４）　医師または看護師が不適切と判断した者

第 6 条　（感染防止対策）

1 面会者は手指消毒及びマスクを着用すること。

2.患者との会話中はマスク着用を原則とする。

3.病室への飲食物の持込は原則禁止とする。

4.面会中に患者の安静及び療養環境に配慮すること。

第 7 条　（特別な面会）

1.重篤患者、終末期患者等については、医師の判断により柔軟に対応する。

2.認知症患者等については、必要に応じて面会制限を緩和する場合がある。

第 8 条　（面会禁止措置）

感染症流行時や院内感染発生時には、全面的に面会禁止とすることがある。

第 9 条　（厳守事項）

面会者は職員の指示に従うもとし、従わない場合は面会を中止することがある。

第 10 条　（附則）

本規程は令和 8 年　5 月　18 日より施行する。